令和８年 10 月 26 日

社会福祉法人上越老人福祉協会 会計監査人候補者に関する募集要項

1 趣旨

上越老人福祉協会は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 37 条の規定に基づく会計監査人の設置義務対象となる予定であることから、下記のとおり会計監査人となる候補者を募集します。

2 業務の内容

（１）予備調査業務

会計監査人業務に先立ち、会計監査に対応可能な内部統制が構築されているか、社会福祉法人会計基準等に準拠した計算書類等が作成されているか等を調査し、会計監査を受けるために必要な体制の構築等の改善指導、助言を行う業務

（２）会計監査人業務

第 45 条の 19 に規定された会計監査業務

3 契約期間

（１）予備調査業務

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

（２）会計監査業務

令和９年６月以降（予定）

令和９年度の会計監査人の選任は、令和９年３月開催予定の定時評議員会にて行います。

会計監査人の任期は、法第 45 条の３に基づき、令和 10 年６月開催予定の定時評議員会の終結の日までとします。また、法第４５条の３第２項の規定により、当該定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、当該定時評議員会において再任されたものとする。

4 応募資格

（１）応募する者は、次に掲げる資格要件をすべて満たす者とします。

①法第 45 条の２に定める資格を有する公認会計士又は監査法人であり、公認会計士法その他の諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。

②公認会計士法の規定により計算書類について監査することができない者ではないこと。

③公認会計士又はその配偶者が、当法人の役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者（過去１年以内にこれらの者であった者を含む）ではないこと。

④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑤参加申込書提出日から契約締結日までに金融庁による公認会計士・監査法人に関する懲戒処分等のうち、契約の新規締結に関する業務の処分停止を受けていないこと。
⑥過去１０年以内に社会福祉法人に対する監査業務、非監査業務（会計指導、経営支援等）を有していること

5 スケジュール

（1）当法人ホームページにて公募開始	令和8年10月26日（月）
（2）応募意思表明書提出期限・質問書受付期限	令和8年11月6日（金）午後5時（必着）
（3）質問に対する回答	令和8年11月6日（金）
（4）企画提案書提出期限	令和8年11月20日（金）午後5時（必着）
（5）審査	令和8年11月下旬（予定）
（6）選定結果通知	令和8年12月上旬（予定）

6 応募手続き

（1）応募意思表示表明書の提出

応募を希望する者は、応募意思表明書を郵送、メールまたは持参により提出期限内に提出してください。

（2）質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関する質問がある場合、質問書をメールにて提出してください。質問は内容の類型化及び質問者名を匿名化した上で一括して回答を作成し、全ての応募意思表明書提出者に対してメールにて共通に回答します。

（3）企画提案書の提出

企画提案書は、郵送または持参により提出期限内に提出してください。なお、郵便事故により期限に間に合わない場合、当協会は責任を負いません。

提出部数は7部としますが、うち1部は正本とし、残り6部は複写で可とします。

様式は任意としますが、必ず別紙「社会福祉法人上越老人福祉協会会計監査人選定基準」に記載する項目を盛り込んでください。

7 提出書類

（1）会計監査人候補者選定に係るプロポーザル　応募意思表明書（様式１）
（2）会計監査人候補者選定に係るプロポーザル　質問書（様式２）
（3）企画提案書（任意様式）

任意様式の企画提案書のほか、次のものを添付してください。
①法人の概要がわかるパンフレット等の資料
②提案内容を補足する資料がある場合、その資料

8 審査・選定方法

（１）提出された企画提案書については、会計監査人候補者選定委員会において、会計監査人選定基準に基づき審査を行います。
（２）審査は、書類審査により行います。
（３）審査結果は、審査終了後、全提案者へ通知します。

9 その他の留意事項
（１）応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。
（２）提出書類は、Ａ４版とします。
（３）提出書類が期限までに提出されない場合は、辞退とします。
（４）提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募資格を失うものとします。
（５）法人が認める軽微な修正を除き、提出後の書類の追加及び修正は認めません。
（６）提出書類は、選考作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
（７）提出書類は、返却しません。
（８）審査内容への質問や異議申し立ては一切受け付けません。

10 問い合わせ・提出先
社会福祉法人 上越老人福祉協会　（担当 大島、渡部、金子）
〒943-0101　新潟県上越市大字上真砂２１９
電 話：025-520-2121
メール：jrf_jimukyoku@inaho-s-net.com